

神福介第 2077 号  
令和 7 年 3 月 31 日

指定介護サービス事業所 管理者 様

福祉局介護保険課課長(介護予防担当)  
監査指導部課長(監査指導担当)

### 介護予防通所サービスにおける 運動器機能向上サービス提供時の留意点について

平素は、本市の高齢福祉行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和 6 年度の介護報酬改定により、運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬に包括化されました。それに伴い、介護予防通所サービスにおける、運動器機能向上サービスを提供する際の留意点を下記のとおり通知いたします。

#### 記

#### 1. 報酬改定に伴う運動器機能向上加算の廃止について

令和 6 年度の介護報酬改定において、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止、良質な介護サービスの効率的提供、制度の安定性・持続可能性の確保を基本的な視点として、報酬の整理・簡素化や処遇改善が行われました。その一環として、運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬に包括化されました。

#### 2. 介護予防通所サービス提供時の留意点について

##### (1) 運動器機能向上サービスの実施

包括化に伴い、令和 6 年 4 月 1 日より、介護予防通所サービスの利用者全員に対して、運動器機能向上サービスを実施することが必要になりました。

つきましては、介護予防通所サービス計画に、運動器機能向上サービスを実施していることがわかるよう、機能訓練等の内容を記載するようにしてください。これまでどおり、別紙で運動器機能向上計画を作成しても差し支えありません。

##### (2) アセスメント及びモニタリングの実施

介護予防通所サービスを実施するにあたり、事前アセスメントの実施、通所型サービス計画の作成、事後アセスメント(モニタリング)の実施、という基本的な流れについては変更ありません。利用者の状態、サービスの提供状況等のあんしんすこやかセンター等への報告は少なくとも1月に1回、モニタリング(介護予防通所サービス計画の実施状況の把握)は介護予防通所サービス計画の期間中に少なくとも1回必要です。なお、モニタリングの頻度は、適宜利用者の状態像に応じ、1か月ごと、3か月ごと等で実施するようにしてください。

なお、加算時に必要であった、「長期目標」(3月)・「短期目標」(1月)、「運動器機能向

上計画」、「『短期目標』に応じた1月ごとのモニタリング」、「『長期目標』に応じた事後アセスメント」とあんしんすこやかセンター等へ別途の報告は、必須ではなくなりました。

(参考)

運動器機能向上サービスとは、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいいます。サービスの提供にあたっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(中略)を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこととされています。(介護保険最新情報 Vol.1222 より)

【担当】神戸市福祉局

総合事業に関すること 介護保険課  
上記以外の制度に関すること 監査指導部

介護保険課への質問は、下記のフォームよりお願いします。

<https://forms.office.com/r/zShhGLRp8H>(本通知専用)

監査指導部への質問は、専用の質問フォームよりお願いします。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/20220104situmonn.html>